

## 第79回 通常総会提出議案

### 第1号議案 令和8年1月から3月期（第79年度）計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表）及び事業報告の承認について

令和8年1月から3月期（第79年度）の貸借対照表、損益計算書、注記表及び事業報告の承認をお願いするとともに、JAを取り巻く環境が依然として厳しい折から、財務基盤の強化をはかるとともに、今後の事業展開等を勘案した中で、「剰余金処分案」を確定させるため、承認をお願いするものです。

令和8年1月から3月期（第79年度）の計算書類及び事業報告は、別添「第79回通常総会資料」（4ページ～23ページ）に記載のとおりです。

また、注記表及び附属明細書については、法令及び定款第38条第5項の規定に基づき、当組合のホームページ（<https://www.e-notogawa.jas.or.jp>）に掲載しております。

### 第2号議案 宅地等供給事業実施規程の一部変更について

#### 1. 変更の理由

宅地等供給事業規程は制定後一定の期間が経ち、組合員の世代交代が進んでいる。そうした中、相続や結婚、公共事業による収用の代替え地取得等によって、従来の事業実施地区外の農地を所有する組合員も増えている。

こうした時代の変遷に伴う変化をふまえ、事業の実施地区を拡大することで、JAがワンストップで管内組合員の依頼に対応するため、所要の変更を行うものです。

#### 2. 変更の内容

別添「第79回通常総会資料」の「宅地等供給事業実施規程新旧対照表（案）」（29ページ～31ページ）に記載のとおりです。

#### 3. 附帯決議

宅地等供給事業実施規程の一部変更につき、承認申請の際の行政庁の指示による字句等の修正は、理事会に一任願いたいと存じます。

### 第3号議案 能登川ガス事業協同組合及び協同組合滋賀県エルピーガス保安センターからの脱退について

LPガス事業を全農へ事業譲渡するため、能登川ガス事業協同組合及び協同組合滋賀県エルピーガス保安センターから脱退することについて承認をお願いするものです。

#### 1. 脱退出資の口数等

能登川ガス事業協同組合	15口	150,000円
協同組合滋賀県エルピーガス保安センター	1口	50,000円

#### 第4号議案 任期満了による役員を選任について

本総会の終結の時をもって理事及び監事全員が任期満了となります。

つきましては、理事10名、監事3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監事の選任にかかる議案を提出するにあたっては、現任の監事の過半数の同意を得ております。

また、本議案の理事候補者は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号の要件（認定農業者及び認定農業者に準ずる者並びに実践的能力者が理事の定数の過半数）を満たしております。

推薦会議により推薦された理事候補者は別添「第79回通常総会資料（32ページ～37ページ）」に記載のとおりです。

※当組合は、保険会社との間で、理事及び監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法35条の8に規定する保険契約）を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を補填するものです。

**附帯議案** この総会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任願いたいと存じます。

#### 報告事項 1. 「JAバンク基本方針」の変更について

以上のとおり上程致します。

(注)当該資料は農業協同組合法施行規則第161条第1項に基づき交付する総会参考書類に該当するものです。

令和8年6月20日

東能登川農業協同組合

代表理事組合長 川南 誠孝

## 総会に対する理事の提出書

令和8年1月～3月期（第79年度）事業報告、貸借対照表、損益計算書、部門別損益計算書、剰余金処分案及び注記表並びにこれらの附属明細書について、監査報告書を添えて別紙の通り総会に提出いたします。

令和8年6月20日

東能登川農業協同組合	
代表理事組合長	川 南 誠 孝
筆 頭 理 事	大 西 由 治
理 事	山 本 清 治
〃	水 谷 進
〃	山 川 雅 美
〃	井 口 吉 幸
〃	荻 野 こよ子
〃	井 口 弥 一 郎
〃	小 林 俊 夫
〃	上 田 一 行

## 第79年度 事業報告 (令和8年1月1日～令和8年3月31日)

### 1. 組合の事業活動の概況に関する事項

#### (1)当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

当組合は滋賀県内9組合のうち唯一の12月決算組合であり、他の組合は3月決算組合であるため、現在、県内で2種類の決算期が存在しています。このことにより、県域情報システムの保守・運営コストおよび事務負担が増加している状況を踏まえ、これらのコスト削減・効率化に資するため、決算期を3月に変更することにいたしました。

令和7年産は、主食用米の作付面積増加や作柄等と加味すると供給量が潤沢であると考えられ、新米の出回り以降、直近の小売販売が停滞気味となっていることから、量販店等で特売が再開されています。このことから価格に影響を及ぼすこととなり徐々に下落いたしました。

営農事業説明会では、令和8年産の栽培に向けて、高温対策等の品質向上について意見交換を行いました。

また、当期における市場金利の上昇に伴い、債券価格が下落する環境下において、当JAが保有する国債の時価は著しく下落いたしました。これは、既発債の利回りが市場金利水準と比較して相対的に低位となることに起因するものであります。

当該状況を踏まえ、当JAは保有国債について減損の兆候の有無を検討し、時価の下落が一時的でない可能性を考慮のうえ、評価損の拡大による自己資本への影響や、減損処理の発生にとどまらず、配当可能限度額の減少や、場合によっては配当が制限される事態も現実的な経営リスクとして認識すべき状況となっております。

評価損の先送りや問題の顕在化を回避したまま決算を迎えることは、結果として経営の健全性や説明責任の観点からも、望ましいと言えないことからポートフォリオの抜本的な健全化を図るため売却および減損処理を実施し、損失を計上しております。

事業活動と経営状況につきましては、1月～3月は農業事業自体が動いていないことや、有価証券の減損処理等により、事業総利益△212,414千円（計画比99.9%）、事業利益△267,854千円となりました。

組合員・利用者の皆様には多大なご心配・ご迷惑をお掛けすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

以下、各事業の成果についてご報告いたします。

## 1. 指導事業報告

### (1) 水稲・麦の取組事項

- ①水稲は育苗準備の事前指導や作付け提案を行いました。
- ②小麦は2月下旬に施用する穂肥について、また、カラスノエンドウ等の難雑草対策についての指導や除草剤散布を行いました。

### (2) 水田利用型園芸野菜等の定着化

- ①加工用及び春キャベツ・タマネギの栽培に取り組みました。
- ②育苗ハウスを利用した「イチゴ」の栽培に取り組みました。

項目	計画	実績	計画比	内容
園芸野菜	1.8ha	1.8ha	100%	計画通りに取り組み
イチゴ	0.4ha	0.4ha	100%	計画通りに取り組み

### (3) 地域農業へのかかわり

2月に当JA研修室にて、第一部(午後の部)と第二部(夜の部)の2回に分けて、営農事業説明会を行い、総勢40名の方にご参加いただきました。営農事業説明会では、令和7年産水稲・大豆の生育概要と等級比率についての説明を営農指導より説明をさせていただきました。

今後の対策として、水稲では、生育と気象に応じた施肥設計の見直しやカメムシの防除等による対策について説明しました。大豆では、カメムシ類による被害が多かった事や収量が悪かった事から、防除時期や防除回数の見直し検討等について提案をさせていただきました。

項目	計画	実績	計画比	内容
連絡協議会会議	24人	21人	87.5%	参加者の減少
営農事業説明会	50人	40人	80%	参加者の減少

### (4) JAとしての役割

- ①営農指導員の育成として、県内JA営農指導員や関係機関と連携し、情報交換を行いながら研修会に参加しました。
- ②農業所得の基礎となる収支計算データの提供を行いました。
- ③農業者の経営管理を行うことを目的に、農業経営管理支援事業に取り組みました。
- ④JAの協力団体である農事改良組合、農事組合法人組織等を中心に、営農教育等の情報提供を行い農家組合員の栽培管理の参考にして頂きました。

## 2. 販売事業報告

### (1)米・麦・大豆・その他農産物の生産と集荷・販売体制の強化

実需者・消費者ニーズに対応した農産物の販売を全農を通じて取り組みました。

## 3. 利用事業報告（施設）

(1)水稲育苗は播種計画に基づき健苗づくりに努めるため水稲苗利用申込をさせていただきました。

(2)近隣 J A と水稲育苗、機械倉庫の連携を行い管理コストの低減に取り組みました。

## 4. 信用事業報告

(1)農業者への訪問活動を通じて資金需要の聞き取り、低金利な農業近代化資金とアグリマイテ  
ィー資金の周知等の活動をさせていただきました。

(2)年金振込を基軸に各種口座振替等メイン化に向けて取り組み社会保険労務士による年金相談会  
を開催し、年金請求手続きのお手伝いをさせていただきました。

(3)住宅・マイカー等のローン相談を通じて、給与振込・J Aカード・ネットバンク等の推進を行  
い、生活メインバンクとして次世代・次々世代の獲得に取り組みました。

項 目	計 画	実 績	計 画 比	内 容
農業者訪問活動	5件	5件	100%	農業資金の推進活動等
農業融資実行件数	1件	1件	100%	農業設備による資金需要
年金口座獲得件数	5件	10件	200%	年金相談会による増加
年金相談会	1回	2回	200%	実施計画変更により増加
年金友の会イベント参加者	20人	0人	0%	悪天候のためイベント中止
マイカーローン実行件数	3件	4件	133%	キャンペーン時期による増加
ネットバンク新規登録件数	5件	8件	160%	JAバンクアプリ等の周知による増加

## 5. 共済事業報告

- (1)契約者に対して継続的な訪問活動を行い、組合員・利用者とのつながりづくりに取り組みました。
- (2)営農部門と連携しながら農作業安全啓発と農業保障分野の保障充足の活動を行いました。
- (3)自動車共済では事故対応においてJ A共済連滋賀サービスセンターと連携し、契約者満足度の向上に取り組みました。
- (4)サービス拡充のためwebマイページ、J A共済アプリの登録推進を行いデジタル技術を活用した利用者の利便性向上に取り組みました。
- (5)法令に基づく「適切な共済推進」を周知徹底し、組合員・利用者の満足度向上をめざし、コンプライアンス態勢の強化に取り組みました。

項 目		計 画	実 績	計 画 比	内 容
新規契約者数		5人	15人	300%	次世代の方への接点拡充
Webマイページ累計登録者数		250人	253人	101%	利便性向上の継続的なPR
ペーパーレス 手続き割合	長期共済	80%	98.50%	123%	継続して取り組み
	自動車共済	95%	96.40%	101%	

## 6. 購買事業報告

### (1)生産関係

予約水稻資材の配送を行いました。水稻の環境こだわり栽培については、環境保全の取り組みとして、元肥一発肥料などプラスチックを使用しない化学合成緩効性肥料銘柄（被覆レス銘柄）への切替を進めました。

### (2)生活関係

- ① 大事なお住まいを白蟻被害から守るために駆除及び予防工事の推進に取り組みました。2カ月に1回、JAほーもんでの周知や工事業者によるチラシの配布等を行いました。また、床下無料調査を実施しお客様にあった防除の提案を行いました。【購買取扱高：1,300千円】
- ② 屋根修理については、今年度から始めた事業につき周知不足な点もあり実績としては上がりませんが、周知を続け組合員にもっと知っていただきご利用いただける様に取り組みます。
- ③ 2月に「きこえの相談会」を開催し、2名の方にご来場いただきました。また、相談会に来られなかった方には、ご自宅に直接出向き、点検とクリーニング等を実施いたしました。
- ④ カルチャー教室を計8回開催し、生活文化の向上と日常生活の中で生きがいと楽しみを提供させていただきました。また、参加者同士の仲間づくりの場としても提供させていただきました。【延べ人数：55名】
- ⑤ LPガスをより安全に安心してご利用いただくためにセキュリティーシステムの推進に取り組みました。

項目	計画	実績	計画比	内容
白蟻駆除件数	3件	5件	166%	チラシ配布などによる利用増加
屋根修理件数	1件	0件	0%	周知不足
きこえの相談会回数	1回	1回	100%	計画通りに推移
カルチャー教室開催数	8回	8回	100%	計画通りに推移
ガスセキュリティー台数	3台	2台	67%	訪問活動の減少

### (3)管理関係

定期的に購買品の棚卸を行い数量や品質管理に取り組みました。

## 7. 利用事業報告

### (1)旅行関係

組合員や地域の皆様の親睦やつながりを深めるための機会を提供することを目的に旅行企画の案内、相談に取り組みました。団体旅行及び個人旅行合わせて2件のご利用をいただきました。

### (2)葬祭関係

葬祭では、ホール葬10件、自宅葬1件のご利用を頂きました。

## 8. 経営管理報告

### (1)経営管理の重点事項

- ①決算期の変更に伴い、既存システムの改修及び適正な決算事務処理を行いました。
- ②J A 滋賀中央会と連携し、監事監査及び内部監査を実施し、内部統制機能の検証・強化に取り組みました。
- ③理事会・監事会において、各事業の進捗状況や計画について報告・検討を行いP D C Aサイクルを実践しました。

項目	計画	実績	計画比	内容
組合員加入数	5名	12名	240%	事業利用者への組合員加入促進
業務自主検査	1回/月	1回/月	100%	各課毎月1回実施
内部監査	6回	6回	100%	資産査定、米・麦精算、子会社の監査等計画通り

### (2)組合員及び役職員の教育訓練・広報

- ①各種研修会等へ参加し職員の知識向上に取り組み、4名5資格の取得がありました。
- ②広報誌やホームページ等での情報発信、人権啓発活動を行いました。
- ③全職員を対象としたコンプライアンス研修を実施し、不祥事の未然防止に取り組みました。

項目	計画	実績	計画比	内容
人権啓発	1回/月	1回/月	100%	朝礼時に人権啓発資料の配布、広報誌へ啓発資料掲載
コンプライアンス研修	1回	1回	100%	個人情報保護、事務ミスについて

(2) 当該事業年度における事業の経過

年 月 日	事 項	
令和8年	1 月 6 日	棚卸監査
	1 月 21 日	年金相談会
	1 月 30 日	理事会、監事会
	2 月 10 日	決算監事監査(10日・12日・13日)
	2 月 16 日	監事会(決算監査の承認)
	2 月 27 日	理事会
	3 月 16 日	第43回年金友の会総会
	3 月 21 日	第78回通常総会、理事会、監事会
	3 月 28 日	年金相談会
	3 月 31 日	理事会、監事会

## (3) 財務・事業成績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年1月~3月
財 務	事 業 利 益	17,865	4,630	4,806	△ 267,854
	経 常 利 益	17,387	7,672	10,957	△ 269,856
	当 期 剰 余 金	11,994	4,836	12,215	△ 296,384
	総 資 産	19,456,681	18,159,571	17,484,550	17,224,946
	純 資 産	866,094	825,697	745,484	679,543
信 用 事 業	貯 金	18,249,629	16,994,047	16,367,483	16,267,815
	預 金	16,245,090	14,427,826	13,591,025	13,401,832
	貸 出 金	1,353,190	1,492,987	1,503,488	1,510,585
	有 価 証 券	798,630	1,152,830	1,164,065	1,111,064
	( 国 債 )	(310,800)	(681,740)	(723,695)	(909,614)
	( そ の 他 )	(487,830)	(471,090)	(440,370)	(201,450)
共 済 事 業	長 期 共 済 保 有 高	26,360,845	25,165,120	24,285,973	24,176,780
	短 期 共 済 新 契 約 掛 金	61,450	60,859	63,754	18,807
購 買 事 業	購 買 品 供 給 ・ 取 扱 高	226,993	218,827	243,165	55,078
販 売 事 業	販 売 品 販 売 ・ 取 扱 高	303,048	350,489	300,199	56,440

(注)購買事業については、収益認識会計基準を適用しているため、上記の購買品供給・取扱高と損益計算書の購買品供給高は一致しません。

## (4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率 **14.29%** (令和8年3月31日現在)

## (5) 対処すべき重要な課題

## ①地域農業の維持・発展へ

各集落において集落営農の法人化が進み、地域農業の姿も変わってきています。一方で、後継者不足による事業継続が厳しい状況も不可避であり、農業継続をしていく上で深刻な問題となってきております。今後も食と農を守るため、農事組合法人および子会社「(株)アグリやわたの郷」と連携を図りながら農業の維持・発展をめざし取り組みます。

## ②再生産可能な農業経営の維持

生産資材・燃料は依然として高騰しており、生産コスト上昇分を農産物価格に十分転嫁できていない状況にあります。こうした中、適切な価格形成の実現を意識した安定供給をめざし、消費者等の需要に即した農業生産を推進することにより再生産可能な農業経営の維持に取り組んでいきます。

## ③経営基盤の確立

農業者の高齢化、後継者不足に伴い、将来の農業経営基盤の縮小が懸念されるとともに、農村の過疎化はますます深刻化しております。また、人口減少や働き方の変化などにより、あらゆる業種で人手不足が顕在化しており、当JAにおいても課題となっております。

第7次中期計画に掲げております「農家組合員の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」「JA経営基盤の確立」を遂行し、組合員・利用者の皆様の更なるご利用を通じた収支改善に取り組んでまいります。

#### ④ JA組織再編に向けた考え方

将来にわたって組合員や地域住民の皆さまの営農と暮らしを支え続け、組合員・地域そして働く職員にとってより良いJAとなることを目指し、引き続き近隣JAとの組織再編に向けた協議を進めてまいります。

### (6) その他組合の事業活動の概況に関する重要な事項

業務の適正を確保するための体制

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

## 内部統制システム基本方針

### 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ②重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(内部通報システム)を適切に運用し、法令違反等の未然防止をはかる。
- ⑥監事監査、内部監査が密接に連携し、適正な監査を行う。
- ⑦当組合および関連団体の業務を通じて知り得た取引先等に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

### 〈運用状況について〉

組合の基本理念を実践するため、役職員の行動規範、倫理基準等を定め、定期的な研修会等の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めている。業務分掌等により、各理事の所管業

務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしている。

また、自主検査や内部通報システムの運用等により不適切行為の早期発見に努めるとともに、内部監査の充実をはかるため、県中央会への業務委託による連携、監事監査との密接な連携により監査を実施している。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ②個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

### 〈運用状況について〉

情報セキュリティに係る基本方針および個人情報保護方針に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応をはかっている。サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施している。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ②理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

### 〈運用状況について〉

「事務リスク管理規程」等の各種規程や「事業継続計画（BCP）」等に基づき、不測事態に備えた基本的な体制を整備している。

各事業におけるリスク（不正、設備投資、災害、金利変動、農業関連施設等の改修、信用リスク）を識別・認識し理事会において適宜協議している。

また、ストレス後の自己資本比率の状況確認や収支改善計画に基づく収支予測の管理等を通じてリスク（不正、投資、信用リスク等）の把握に努めるとともに理事会で定期的な協議・検討を行っている。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ②中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

### 〈運用状況について〉

「職制規程」等で、各部門、部署の業務分掌を明確に定めるとともに、業務内容や範囲に見合った要員配置を行っている。

また、中期経営計画および経営改善計画に基づく事業計画を策定し、その進捗状況を把握している。

「JA自己改革工程表」の取組み状況については、理事会及び組合員への報告を適宜行っている。

## 5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ①監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ②監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- ④当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

### 〈運用状況について〉

理事と監事は、業務の運用や課題等について、定期的に協議を行っている。また、内部監査部署は監事が効率的・効果的な監査が行えるよう情報を共有し、監事監査の実効性確保を支援している。

## 6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ①各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ②「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

### 〈運用状況について〉

各業務における業務フローやマニュアルを整備し、適切な運用ができていないか内部監査等を通じて検証している。また、内部けん制が脆弱な業務については複数の管理者によるチェックを行い、改善を図っている。

また、当組合の子会社「㈱アグリやわたの郷」の運営に関しては、「子会社管理規程」に基づき、事業計画等の重要事項について、JAへの事前協議を徹底している。

## 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ①会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ②適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成をはかる。
- ③法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示を行う。
- ④財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

### 〈運用状況について〉

決算や経理処理に関する規程・要領及び手続きを整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見

積りを行うことに努めている。

また、決算担当部署の職員については、定期的に研修会に参加し、会計・財務等に関する専門性の維持・向上をはかっている。

## 8. 県中央会の監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の監査、経営相談と連携する。

### 〈運用状況について〉

県中央会との契約に基づく中央会監査の結果や経営相談事業と連携し、コンプライアンスやリスクマネジメント及び内部統制の有効性に対する評価、改善についてアドバイスを受け、当組合の内部統制システムの構築・運用に活かしている。

## 2. 組合の運営組織の状況に関する事項

### (1) 総会の開催状況

#### イ 通常総会（令和8年3月21日午前9時30分開会）

（単位：人）

開催日現在正組合員数		450
出席組合員数	本人	39
	代理人	0
	書面	325
	計	364
出席准組合員数		0
<b>重要な議事及び決議事項</b>		
第1号議案	令和7年度（第78年度）計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表）及び事業報告の承認について	
第2号議案	令和8年1月から3月期（第79年度）事業計画の設定について	
第3号議案	令和8年4月から令和9年3月期（第80年度）事業計画の設定について	
第4号議案	令和8年4月から令和9年3月期（第80年度）経費の賦課及び徴収方法の決定について	
第5号議案	理事の報酬額の決定について	
第6号議案	監事の報酬額の決定について	
附帯議案	この総会で決議した事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算・誤字の訂正並びに法令その他行政庁の指示等により補正変更を必要とする場合には、その主旨に反しない範囲内においてその変更を理事会に一任する。	
報告事項	1. 子会社「(株)アグリやわたの郷」の決算報告について	
決議	「持続可能な地域農業の確立に向けた決議」	

## (2) 組合員の状況

## イ 組合員数

(単位：組合員数)

資格区分		前期末	当期加入	当期脱退	当期末	
正組合員	個人	440	2	3	439	
	(うち女性)	(90)	(1)	(0)	(91)	
	法人	農事組合法人	9	0	0	9
		その他の法人	2	0	0	2
	計	451	2	3	450	
准組合員	個人	814	10	8	816	
	(うち女性)	(226)	(4)	(2)	(228)	
	農業協同組合	0	0	0	0	
	農事組合法人	0	0	0	0	
	その他の団体	22	0	0	22	
	計	836	10	8	838	
<b>合計</b>		<b>1,287</b>	<b>12</b>	<b>11</b>	<b>1,288</b>	
備考：当期末正組合員戸数 438戸 当期末准組合員戸数 701戸						

(注)正組合員→准組合員、准組合員→正組合員への資格変更については当期加入、当期脱退に含めています。

## ロ 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	
正組合員	個人	96,585	450	1,635	95,400	
	法人	農事組合法人	750	0	0	750
		その他の法人	110	0	0	110
	計	97,445	450	1,635	96,260	
准組合員	個人	72,635	1,948	917	73,666	
	農業協同組合	0	0	0	0	
	農事組合法人	0	0	0	0	
	その他の団体	1,033	0	0	1,033	
	計	73,668	1,948	917	74,699	
処分未済持分		135	0	135	0	
<b>合計</b>		<b>171,248</b>	<b>2,398</b>	<b>2,687</b>	<b>170,959</b>	
摘要：1 出資1口金額 1,000円 2 当期末払込済出資総額 170,959,000円 3 1正組合員当たり出資金額 213,911円 4 1組合員の持口最高限度 2,000口						

(3) 役員の状況

イ 役員数

(単位：人)

区 分		前期末	当期就任	当期退任	当期末	定款に定める 役員の定数
理事	常 勤	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	
	非常勤	7 (1)	0 (0)	0 (0)	7 (1)	
	計	10 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (1)	10 (0)
監事	常 勤	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	
	非常勤	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	
	計	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	3 (0)
合 計		13 (2)	0 (0)	0 (0)	13 (2)	13 (0)

(注) 上記の ( ) 内数値は、女性役員の数である。

ロ 役員の名氏及び役職等

役 職	区 分		代表権の有無		氏 名	就 任 年月日	任期満了日	摘 要
	常勤・非常勤の別		有	無				
	常勤	非常勤						
代表理事組合長	常 勤		有		川南 誠孝	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	大西 由治	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	山本 清治	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	水谷 進	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	山川 雅美	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	井口 吉幸	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事		非常勤		無	荻野こよ子	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	女性
理 事		非常勤		無	井口弥一郎	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
理 事	常 勤			無	小林 俊夫	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	職員兼務理事、 学経
理 事	常 勤			無	上田 一行	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	金融事業担当、 職員兼務理事、学経
代表監事		非常勤			上林 慎治	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
監 事		非常勤			上田 德行	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	
員外監事		非常勤			小島 菊代	R6.3.23	第79年度決算に関する 通常総会終了の時	女性

(注) 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が当組合の役員としての業務として行った行為（不作為を含みます。）に起因して、保険期間中に組合員または第三者から損害賠償請求を提起された場合に、被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金や争訟費）を補償するものです。

(4) 職員の状況

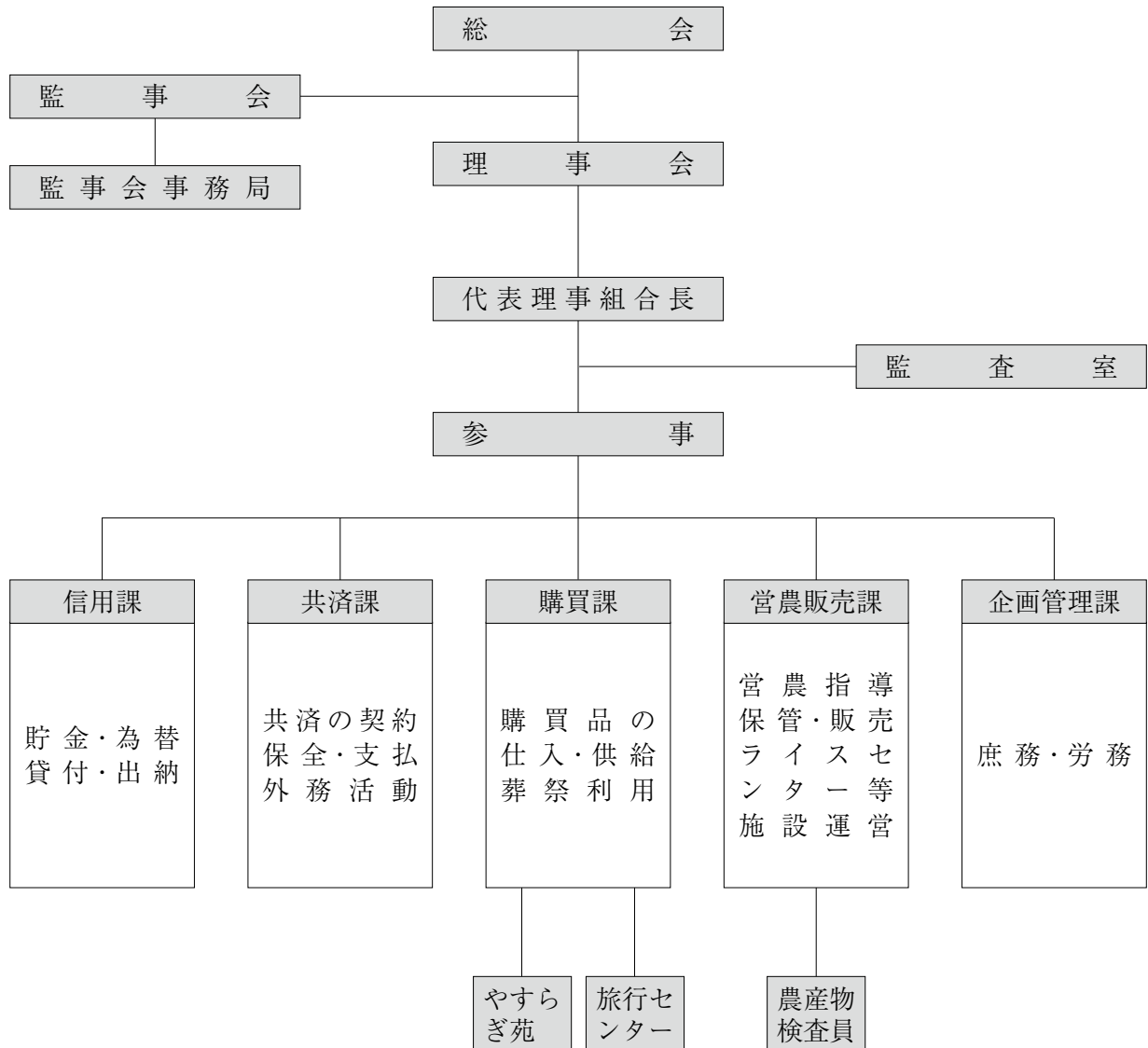
(単位：人)

区 分	前期末	当期増加	当期減少	当 期 末		
				計	(うち男性)	(うち女性)
参 事	1	0	0	1	1	0
一般職員	17	1	0	18	11	7
営農指導員	4	0	0	4	4	0
生活指導員	1	0	0	1	0	1
<b>合 計</b>	<b>23</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>24</b>	<b>16</b>	<b>8</b>
嘱託職員	2	0	0	2	1	1
臨時職員・パートタイマー・アルバイト	15	1	0	16	10	6
<b>総合計</b>	<b>40</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>42</b>	<b>27</b>	<b>15</b>

備考：期末職員数には期末退職者は含みません。

(5) 組織の構成

イ 組合の機構



ロ 組合員組織

組 織 名	構 成 員 数
農事改良組合	12集落
女性部	20名
年金友の会	843名
地域農業者連絡協議会	認定農業者13名・集落農業団体等11団体

(6) 施設の設置状況

イ 組合の施設の状況

(単位：台、人)

名 称	所在地	電話番号	CD・ATMの設置台数	職員数	摘 要
本 所	東近江市垣見町818	0748-42-1345	1	24	
やすらぎ苑	東近江市林町110-1	0748-42-0983			
ライスセンター	東近江市小川町3420	0748-42-4078			
農業用低温倉庫	東近江市小川町3420	0748-42-4078			
育苗施設	東近江市小川町3420	0748-42-4078			
農産物集荷場	東近江市神郷町1067				

ロ 委託施設の状況 (代理業者数の推移)

(単位：店)

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	4	0	0	4

(7) 子会社等の状況

(単位：千円、%)

会社名	代表者名	所在地	主要な事業内容	設立年月日	資本金総額	当組合の議決権比率
(株)アグリやわたの郷	川南 誠孝	東近江市垣見町818	農業経営 農作業請負	平成27年 2月2日	15,000	99.3

## 貸借対照表

資 産 の 部		
科 目	金 額	説 明
<b>1. 信用事業資産</b>		<b>16,095,554</b>
(1)現金	40,283	3月31日現在の手持ち現金
(2)預金	13,401,832	信連、銀行に預けている金額
①系統預金	(13,398,571)	信連預金
②系統外預金	(3,261)	銀行預金など
(3)有価証券	1,111,064	国債、地方債
①国債	(909,614)	
②地方債	(201,450)	
③政府保証債	—	
(4)貸出金	1,510,585	組合員、団体など皆様にご利用頂いている貸出金
(5)その他の信用事業資産	32,104	
①未収収益	(29,433)	当期の収益とすべき預金、貸出金等の未収利息
②その他の資産	(2,671)	信用事業に係る仮払金、未決済為替貸など
(6)貸倒引当金	△ 316	貸出金、未収利息等信用事業債権の貸倒に備えた準備金
<b>2. 共済事業資産</b>		<b>440</b>
<b>3. 経済事業資産</b>		<b>388,552</b>
(1)経済事業未収金	71,723	購買代金でまだ受取っていない金額
(2)経済受託債権	271,987	米・麦の仮渡金、立替金等
(3)棚卸資産	41,236	
①購買品	(40,756)	3月31日現在の購買在庫品
②その他の棚卸資産	(480)	3月31日現在のその他の棚卸在庫品
(4)その他の経済事業資産	4,348	当期の収益とすべき経済事業の未収収益等
(5)貸倒引当金	△ 743	経済事業債権の貸倒に備えた準備金
<b>4. 雑資産</b>		<b>55,981</b>
<b>5. 固定資産</b>		<b>220,027</b>
(1)有形固定資産	219,535	
①建物	(706,734)	
②機械装置	(360,260)	
③土地	(76,692)	
④建設仮勘定	(10,000)	
⑤その他の有形固定資産	(162,925)	構築物、車両運搬具、器具、備品
⑥減価償却累計額	(△ 1,097,077)	減価償却費の累計額
(2)無形固定資産	491	オンライン専用回線利用権等の形のない資産
<b>6. 外部出資</b>		<b>460,004</b>
(1)外部出資	460,004	
①系統出資	(437,104)	全国連、県連合会などに払い込んだ出資金
②系統外出資	(8,000)	基金協会などに払い込んだ出資金
③子会社出資	(14,900)	株式会社アグリやわたの郷への出資金
<b>7. 繰延税金資産</b>		<b>4,386</b>
繰延税金資産		税効果会計制度による税金の前払額
<b>資産の部合計</b>		<b>17,224,946</b>

# 貸借対照表

第79年度 令和8年3月31日現在

東能登川農業協同組合

(単位：千円)

負債の部		
科目	金額	説明
<b>1. 信用事業負債</b>		<b>16,305,335</b>
(1)貯金	16,267,815	皆様よりお預かりしている貯金
(2)その他の信用事業負債	37,519	
①未払費用	(23,767)	当期の費用とすべき貯金の未払利息等
②その他の負債	(13,751)	定期積金の給付補てん備金、信用事業に係る仮受金等
<b>2. 共済事業負債</b>		<b>49,524</b>
(1)共済資金	26,712	共済資金の一時預かり金
(2)未経過共済付加収入	22,670	共済付加収入のうち次期以降の収益とすべき額
(3)共済未払費用	142	当期の共済費用とすべきものでまだ支払っていないもの
<b>3. 経済事業負債</b>		<b>41,700</b>
(1)経済事業未払金	36,755	購買品・販売品などでまだ支払っていないもの
(2)経済受託債務	2,403	計画出荷米・麦などの施設販売代金などで未精算のもの
(3)その他の経済事業負債	2,541	当期の経済費用とすべきもので、まだ支払っていないもの等
<b>4. 雑負債</b>		<b>24,555</b>
(1)未払法人税等	76	
(2)資産除去債務	15,400	
(3)その他の負債	9,079	未払金、仮受金など
<b>5. 諸引当金</b>		<b>124,287</b>
(1)賞与引当金	5,190	職員の賞与に充てるための準備金
(2)退職給付引当金	91,386	職員の退職給付に備えるための準備金
(3)役員退職慰労引当金	14,668	役員退職に備えるための準備金
(4)特例業務負担引当金	13,042	
<b>負債の部合計</b>		<b>16,545,403</b>
純資産の部		
<b>1. 組合員資本</b>		<b>678,491</b>
(1)出資金	170,959	組合員の皆様からの出資金
(2)資本準備金	332	有形固定資産の受増益を積立てたもの
(3)再評価積立金	1,842	建物を再評価した時生じた差額を積立てたもの
(4)利益剰余金	505,357	
①利益準備金	(194,300)	剰余金の中から農協法によって定められた額を積立てたもの
②その他利益剰余金	(311,057)	
施設改修等積立金	50,000	
税効果調整積立金	4,801	
情報システム・DX対策積立金	15,000	
特別積立金	228,000	
当期末処分剰余金	13,256	
(うち当期剰余金)	△ 296,384	
(5)処分未済持分	—	
<b>2. 評価・換算差額等</b>		<b>1,051</b>
(1)その他有価証券評価差額金	1,051	その他有価証券の期末評価の差額金
<b>純資産の部合計</b>		<b>679,543</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>		<b>17,224,946</b>

# 損 益 計 算 書

科 目	金 額	説 明
<b>1. 事業総利益</b>	<b>△ 212,414</b>	
<b>事業収益</b>	<b>121,035</b>	
<b>事業費用</b>	<b>333,450</b>	
(1)信用事業収益	32,219	
資金運用収益	29,782	
(うち預金利息)	(22,150)	余裕金を信連・銀行に預けた受入利息
(うち有価証券利息)	(3,076)	余裕金で取得した有価証券の受入利息
(うち貸出金利息)	(4,555)	貸出金の受入利息
役務取引等収益	735	為替、信用手数料等
その他経常収益	1,700	
(2)信用事業費用	268,705	
資金調達費用	8,270	
(うち貯金利息)	(8,239)	皆様の貯金に支払った利息
(うち給付補填備金繰入)	(14)	定期積金の給付補てん備金への繰入額
(うち借入金利息)	(2)	
(うちその他支払利息)	(13)	貸付留保金利息
役務取引等費用	585	信用支払手数料
その他事業直接費用	253,741	有価証券売却損、国債等債券償却
その他経常費用	6,108	電算処理料、貯金保険、貯蓄奨励
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 16)	
<b>信用事業総利益</b>	<b>△ 236,486</b>	
(3)共済事業収益	12,422	
共済付加収入	11,563	共済事業の受入手数料
その他の収益	859	全共連よりの受入奨励金など
(4)共済事業費用	765	
共済推進費	442	加入者奨励など推進のための費用
共済保全費	103	契約保全、電算処理料などの費用
その他の費用	220	帳票・消耗品等の購入費用
<b>共済事業総利益</b>	<b>11,656</b>	
(5)購買事業収益	50,620	
購買品供給高	49,463	利用して頂いた購買品の年間売上高
購買手数料	271	
その他の収益	885	全農よりの受入奨励金、雑収入など
(6)購買事業費用	40,830	
購買品供給原価	38,015	購買品の仕入代金
その他の費用	2,815	購買推進・帳票・消耗品等
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 78)	
<b>購買事業総利益</b>	<b>9,789</b>	
(7)販売事業収益	3,637	
販売品販売高	206	買取販売品の売上高
販売手数料	1,809	販売品の受入手数料
その他の収益	1,621	その他の販売収入
(8)販売事業費用	2,448	
販売品販売原価	192	買取販売品の仕入代金
販売費	156	直売所の販売経費
その他の費用	2,099	販売品の運賃及び労務費、その他の費用
(うち貸倒引当金戻入益)	(△ 5)	
<b>販売事業総利益</b>	<b>1,188</b>	
(9)保管事業収益	1,158	米麦の保管料等
(10)保管事業費用	917	倉庫労務費など保管に要した費用
<b>保管事業総利益</b>	<b>241</b>	

# 損 益 計 算 書

第79年度 自 令和8年1月1日 至 令和8年3月31日

東能登川農業協同組合

(単位：千円)

科 目	金 額	説 明
<b>(11)利用事業収益</b>	<b>20,548</b>	
育苗センター収益	120	育苗利用料
葬祭収益	12,156	葬祭取扱
その他利用収益	8,272	旅行、大豆調製、みそ加工等受入利用料
<b>(12)利用事業費用</b>	<b>18,782</b>	
ライスセンター費用	4,278	燃料費、電気代、資材費、労務費等
育苗センター費用	2,600	種子代、土代、労務費等
葬祭費用	9,319	葬祭利用に要した費用
その他利用費用	2,583	旅行、機械利用料、みそ加工等に要した費用
<b>利用事業総利益</b>	<b>1,765</b>	
(13)指導事業収入	428	賦課金・補助金等の収入
(14)指導事業支出	999	営農・生活指導等に要した費用
<b>指導事業収支差額</b>	<b>△ 571</b>	
<b>2. 事業管理費</b>	<b>55,440</b>	
(1)人件費	31,246	役員報酬、給料手当、法定福利費、厚生費等
(2)業務費	8,815	会議費、通信費、研修費、事務委託費、旅費等
(3)諸税負担金	2,433	公租公課、連合会の賦課金、負担金等
(4)施設費	12,688	修繕費、光熱費、消耗備品、保険料、賃借料等
(5)その他事業管理費	256	どの費用科目にも属さない支払費用
<b>事業利益</b>	<b>△ 267,854</b>	
<b>3. 事業外収益</b>	<b>179</b>	
(1)賃貸料	37	土地・建物の賃貸料
(2)雑収入	141	事業外収益のうち他に属しないもの
<b>4. 事業外費用</b>	<b>2,181</b>	
(1)雑損失	2,181	事業外費用のうち他に属しないもの
<b>経常利益</b>	<b>△ 269,856</b>	
<b>5. 特別利益</b>	<b>27,000</b>	
(1)一般補助金	27,000	
<b>6. 特別損失</b>	<b>27,787</b>	
(1)固定資産処分損	787	
(2)固定資産圧縮損	27,000	
<b>税引前当期利益</b>	<b>△ 270,644</b>	
法人税・住民税及び事業税	70	法人税・住民税の支払い額(予定額を含む)
法人税等調整額	25,669	繰延税金資産に係る調整額
<b>法人税等合計</b>	<b>25,739</b>	
<b>当期剰余金</b>	<b>△ 296,384</b>	
当期首繰越剰余金	51,971	前年度より繰越した剰余金
有価証券価格変動積立金取崩額	232,000	
税効果調整積立金取崩額	25,669	
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>13,256</b>	

## 剰余金処分案（第79年度）

（単位：円）

科 目	金 額
1 当期末処分剰余金	13,256,790
2 次期繰越剰余金	13,256,790

第79年度は決算期変更に伴う3ヵ月決算であること、有価証券損失処理を行ったこと等により、当期末処分剰余金の全額について、次期に繰り越すこととします。



## 監査報告書

私たち監事は、令和8年1月1日から令和8年3月31日までの第79年度の理事の職務の執行を監査しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び参事その他職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。
- ② 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び参事その他職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- ③ 会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、組合の財産及び損益の状況のすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

(3) 剰余金処分案は、法令及び定款に適合しているものと認めます。

令和8年5月18日

東能登川農業協同組合

代表監事 上林慎治

監事 上田徳行

員外監事 小島菊代

(注) 監事 小島 菊代 は農業協同組合法第30条第14項に定める員外監事であります。

## 部門別損益計算書

第79年度 【令和8年1月1日～令和8年3月31日まで】

(単位：千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	121,035	32,219	12,422	55,587	20,429	379	
事業費用 ②	333,450	268,705	766	51,532	11,904	544	
事業総利益(①-②) ③	△212,414	△236,486	11,656	4,056	8,525	△165	
事業管理費 ④	55,440	11,757	10,687	19,563	7,591	5,842	
(うち減価償却費) ⑤	(4,014)	(403)	(249)	(2,435)	(787)	(139)	
(うち人件費) ⑤'	(31,246)	(6,824)	(6,678)	(10,103)	(4,093)	(3,548)	
※うち共通管理費 ⑥		4,252	3,314	7,448	2,621	1,374	△19,008
(うち減価償却費) ⑦		(258)	(190)	(414)	(141)	(91)	(△1,095)
(うち人件費) ⑦'		(2,100)	(1,550)	(3,364)	(1,136)	(769)	(△8,919)
事業利益(③-④) ⑧	△267,855	△248,243	969	△15,508	934	△6,007	
事業外収益 ⑨	179	40	31	70	25	13	
※うち共通分 ⑩		42	31	68	23	15	△179
事業外費用 ⑪	2,181	319	255	1,301	198	108	
※うち共通分 ⑫		319	255	802	198	108	△1,681
経常利益(⑧+⑨-⑪) ⑬	△269,856	△248,521	745	△16,739	761	△6,102	
特別利益 ⑭	27,000	—	—	27,000	—	—	
※うち共通分 ⑮		—	—	—	—	—	—
特別損失 ⑯	27,787	—	—	27,787	—	—	
※うち共通分 ⑰		—	—	—	—	—	—
税引前当期利益(⑬+⑭-⑯) ⑱	△270,644	△248,521	745	△17,526	761	△6,102	
営農指導事業分配賦額 ⑲		1,720	1,393	2,235	754	△6,102	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(⑱-⑲) ⑳	△270,644	△250,241	△648	△19,761	7		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

今年度は決算期変更に伴う3カ月決算であること、含み損を抱える多額の有価証券の売却・減損処理を行ったこと等により、例年採用している配賦基準では算出する結果が実態と大幅に乖離するため、今回に限り配賦は以下の基準にて行う。

- (1) 共通管理費等 過去5年の配賦割合(実績値)の平均値
- (2) 営農指導事業 過去5年の配賦割合(実績値)の平均値

2. 配賦割合(1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	22.37	17.43	39.18	13.79	7.23	100
営農指導事業	27.88	24.87	33.92	13.33		100

## 宅地等供給事業実施規程の一部変更について(案)

宅地等供給事業実施規程の一部を次の新旧対照表のとおり変更する。

(新) 変 更 後	(旧) 変 更 前	備 考
<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>(削除)宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 この組合は、<u>第1項の規定にかかわらず、組合員自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>(事業の実施)</p> <p>第5条 この組合の行う宅地等供給事業は第2条第1号の事業を主たる事業とする。</p> <p>2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第2条第2号又は第3号の事業を行う事ができる。</p> <p>(1) この組合が総会の<u>決議</u>を経て定めた開発計画に基づき第4条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>(事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は<u>定款第3条の区域とする。</u></p> <p>2 この組合の組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、<u>前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。</u><u>この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(事業の実施)</p> <p>第5条 この組合の行う宅地等供給事業は第1条第1号の事業を主たる事業とする。</p> <p>2 この組合は、次に掲げる場合に該当する場合に限り第1条第2号又は第3号の事業を行う事ができる。</p> <p>(1) この組合が総会の<u>議決</u>を経て定めた開発計画に基づき第3条第1項の地区内の農地等につき住宅用地、工場用地等の造成その他区画形質の変更の事業を行うため転用相当農地等を借り入れ又は買い入れる場合</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>従来の事業実施地区外の農地を所有する組合員が増加しているため、JAがワンストップで管内組合員の依頼に対応するために、事業の実施地区の拡大。</p> <p>文言の整理および修正。</p>

(新) 変 更 後	(旧) 変 更 前	備 考
<p>3～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(貸付け、受渡しの相手方)</p> <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けてる者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外のものであって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。<u>(削除)</u></p> <p>2 <u>ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は受渡しの相手方とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人</u></p> <p>(3) <u>日本勤労者住宅協会</u></p> <p>(4) <u>住宅供給事業を行う消費生活協同組合</u></p>	<p>3～4 略</p> <p>第6条 略</p> <p>(貸付け、受渡しの相手方)</p> <p>第7条 この組合が宅地等供給事業を行う場合には、宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けてる者（以下「宅地建物取引業者」という。）以外のものであって転用相当農地等又は住宅その他の施設を自ら使用するものをその貸付け又は売渡しの相手方とするものとする。<u>ただし、これらの者に該当しない場合であっても、次に掲げる者は、これを転用相当農地等の貸付け又は受渡しの相手方とすることができる。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体</u></p> <p>(2) <u>独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社その他地方公共団体が構成員若しくは出資者となっているか、又は基本財産を拠出している営利を目的としない法人</u></p> <p>(3) <u>日本勤労者住宅協会</u></p> <p>(4) <u>住宅供給事業を行う消費生活協同組合</u></p> <p>(新設)</p>	<p>文言の整理および修正。</p>

(新) 変 更 後	(旧) 変 更 前	備 考
<p><u>3</u> 前項の規定にかかわらず、第<u>2</u>条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合には、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。</p> <p>ただし、この組合が当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p>	<p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、第<u>1</u>条第1号の事業に係る転用相当農地等であって都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に定める市街化区域内に所在する場合には、宅地建物取引業者をその貸付け又は売渡しの相手方とすることができる。</p> <p>ただし、この組合が当該事業年度の前3カ年のいずれかの年度において、宅地等供給事業の経理区分における欠損を生じていた場合又は累積欠損を有していた場合は、この限りではない。</p>	

(附 則)

この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。

#### 第4号議案

## 任期満了による役員を選任について

役員推薦委員会により推薦された理事

### 【理事候補者】

氏名	住所	農協法	備考
山本清治	東近江市神郷町1015番地	農業法人役員	
大西由治	東近江市種町1075番地3	実践的能力者	
水谷進	東近江市垣見町332番地2	農業法人役員	
山川雅美	東近江市小川町994番地	認定農業者	
川南誠孝	東近江市川南町742番地	実践的能力者	
井口吉幸	東近江市阿弥陀堂町458番地	農業法人役員	
荻野こよ子	東近江市新宮町432番地		
井口弥一郎	東近江市乙女浜町352番地1	認定農業者・農業法人役員	
小林俊夫	東近江市猪子町374番地2	実践的能力者	職員兼務
上田一行	東近江市新宮町1895番地	実践的能力者	職員兼務

### 【監事候補者】

氏名	住所	農協法	備考
上林慎治	東近江市今町216番地		
上田徳行	東近江市新宮町1869番地1		
小島菊代	東近江市躰光寺町761番地	員外監事	

理事候補者の略歴及び所信表明

(ふりがな) 氏名	やまもと 山本	せいじ 清治	生年月日	昭和30年2月22日
略歴	平成23年 7月 東近江市農業委員 平成27年 1月 神郷営農組合 組合長 平成27年 4月 東近江市水田農業活性化協議会 委員 平成30年 1月 JA東能登川地域農業者連絡協議会 会長 平成30年 4月 農事組合法人 神乃郷ファーム 代表理事 令和 6年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	農業を取り巻く情勢が大きく変化し、高齢化・担い手問題が相変わらず改善されず、先が見通せない状況です。将来の地域農業発展の礎となるよう、JA、組合員と共に活力ある農業形態を構築すべく活動をして参ります。			

(ふりがな) 氏名	おおにし 大西	よしはる 由治	生年月日	昭和23年3月27日
略歴	昭和41年 4月 湖東信用金庫 入庫 平成 9年 3月 種農事改良組合長 平成18年 3月 種町自治会長 平成18年 6月 湖東信用金庫 常勤監事 平成25年 5月 能登川土地改良区 監事 平成26年 3月 東能登川農業協同組合 監事 平成29年 4月 種町自治会長 平成29年 7月 農地利用最適化推進委員 令和 2年 3月 東能登川農業協同組合 筆頭理事 令和 2年 7月 東近江市農業委員 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	地域農業も少子高齢化が加速する中、高齢者中心とした営農が行われてきており、担い手への集積・集約も限度がある。こうした中、総合事業としてのJAの役割は重要であり、関係機関と連携を図り、地域農業の発展に微力ながら努めていきたい。			

(ふりがな) 氏名	みずたに 水谷	すすむ 進	生年月日	昭和30年1月4日
略歴	平成17年 3月 パナソニックカーエレクトロニクス(株)退社 平成20年 4月 垣見町農事改良組合長 平成23年 5月 社会福祉法人 東近江市社会福祉協議会(嘱託勤務) 平成24年 4月 垣見町営農組合長 平成30年 4月 垣見町自治会長 令和 元年 9月 農事組合法人 花垣の里垣見 理事 令和 6年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	地域の皆さんの声を、今後もJA発展の為、また次世代につないでいける農業経営を目指し努力します。			

(ふりがな) 氏名	やまかわ 山川	まさみ 雅美	生年月日	昭和32年9月1日
略歴	令和 元年 9月 タカラスタンダード 定年退職により専業農家 令和 2年 3月 能登川土地改良区 理事 令和 2年 3月 小川農事改良組合長 令和 3年 5月 能登川土地改良区 代表理事 令和 6年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	農家組合員の為、また地域活性化の為、合理的な組織運営を目指してがんばっていきます。			

理事候補者の略歴及び所信表明

(ふりがな) 氏名	かわみなみ 川南	まさたか 誠孝	生年月日	昭和42年7月26日
略歴	昭和63年 4月 東能登川農業協同組合 入組 平成19年 4月 東能登川農業協同組合 企画管理課長兼監査室長 平成25年 2月 東能登川農業協同組合 参事 平成29年 7月 東近江市農地利用最適化推進委員 平成30年 3月 東能登川農業協同組合 退職 平成30年 3月 東能登川農業協同組合 代表理事組合長 令和5年 7月 東近江農業委員 令和8年 6月 現在に至る			
所信表明	農業を取り巻く環境は厳しく、特に米政策や資材高騰への対応は喫緊の課題です。私は、組合員所得の向上と持続可能な水田農業の確立に取り組めます。現場の声を大切にし、公正で開かれた農協運営を実践してまいります。どうぞよろしく願いいたします。			

(ふりがな) 氏名	いぐち 井口	よしゆき 吉幸	生年月日	昭和29年12月26日
略歴	平成2年 5月 (株)三笠コカ・コーラ 退職 平成13年 3月 (株)京セラ協力工場(井口産業) 退職 平成18年 3月 阿弥陀堂農事改良組合長 平成22年 3月 阿弥陀堂農事改良組合長 平成26年 3月 阿弥陀堂農事改良組合長 平成29年 4月 農事組合法人アグリ阿弥陀堂 理事 令和3年 3月 阿弥陀堂町自治会長 令和6年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和8年 6月 現在に至る			
所信表明	JAと地域組合員との連携を図り、地域農業の維持・発展に取組みたいと思います。			

(ふりがな) 氏名	おぎの 荻野	こよこ こよ子	生年月日	昭和27年4月15日
略歴	平成7年 4月 新宮東地域婦人会 会長 平成17年 4月 能登川交通安全会副支部長 平成27年 4月 東近江地区交通安全協会副会長 令和2年 4月 公益財団法人滋賀県交通安全協会評議員 令和2年 4月 滋賀県交通安全女性団体連合会 理事 令和6年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和7年 3月 東近江地域交通安全活動推進委員 幹事 令和8年 6月 現在に至る			
所信表明	農業情勢や地域の課題に目を向け、女性の視点から見た活動ができるよう頑張りたいと思います。			

(ふりがな) 氏名	いぐち 井口	やいちろう 弥一郎	生年月日	昭和29年7月12日
略歴	平成25年 3月 東能登川農業協同組合 退職 平成30年 4月 乙女浜町自治会長 令和4年 8月 農事組合法人 ファーム乙女の郷 代表理事 令和5年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和8年 6月 現在に至る			
所信表明	JAの合併が遠のいた中で、組合員、利用者が安心して利用頂ける経営を進めていきたい。			

理事候補者の略歴及び所信表明

(ふりがな) 氏名	こばやし 小林	としお 俊夫	生年月日	昭和50年12月9日
略歴	平成6年4月 東能登川農業協同組合 入組 平成26年4月 東能登川農業協同組合 企画管理課 課長 平成28年12月 東能登川農業協同組合 共済課 渉外課長 平成30年1月 東能登川農業協同組合 共済課 課長 令和元年11月 東能登川農業協同組合 企画管理課 課長 令和4年4月 東能登川農業協同組合 営農販売課 課長 令和6年3月 東能登川農業協同組合 理事参事 令和8年6月 現在に至る			
所信表明	地域農業の発展と組合員の皆様の生活向上にご尽力されてきた先輩方に深く敬意を表し、組合員、利用者、職員に感謝し真摯に耳を傾け、「現場主義」を大切にされた運営に努めてまいります。			

(ふりがな) 氏名	うえだ 上田	かずゆき 一行	生年月日	昭和52年1月5日
略歴	平成7年4月 東能登川農業協同組合 入組 平成27年1月 東能登川農業協同組合 購買課 課長 令和元年11月 東能登川農業協同組合 共済課 課長 令和6年3月 東能登川農業協同組合 金融担当理事 令和8年6月 現在に至る			
所信表明	組合員の皆様、地域の皆様から必要とされるJAを目指して、微力ではありますが努力してまいりたいと思います。			

(注) 1. 農協法第30条第12項第1号の規定に該当する者（認定農業者）は次のとおりです。

①	理事候補者	山本清治氏	農事組合法人神乃郷ファーム 役員
②	理事候補者	水谷進氏	農事組合法人花垣の里 垣見 役員
③	理事候補者	山川雅美氏	認定農業者
④	理事候補者	井口吉幸氏	農事組合法人アグリ阿弥陀堂 役員
⑤	理事候補者	井口弥一郎氏	認定農業者 農事組合法人ファーム乙女の郷 役員

2. 農協法第30条第12項第2号の規定に該当する者（実践的能力者）は次のとおりです。

①理事候補者 大西 由治 氏

平成26年3月より現在に至るまで、当JAの監事・理事を務めていたことから、事業計画における達成に向けた事業推進を始めとした当JAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

②理事候補者 川南 誠孝 氏

平成30年3月より現在に至るまで、当JAの代表理事組合長を務めていたことから、事業計画における達成に向けた事業推進を始めとした当JAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

③理事候補者 小林 俊夫 氏

平成26年4月より現在に至るまで、当JAの企画管理課・共済課・営農販売課の課長を務めていたことから、事業計画における達成に向けた事業推進を始めとした当JAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

④理事候補者 上田 一行 氏

平成27年1月より現在に至るまで、当JAの購買課・共済課の課長を務めていたことから、事業計画における達成に向けた事業推進を始めとした当JAの事業に関し実践的能力を有すると判断しています。

3. 認定農業者・法人役員は、農協法第30条第12項第1号該当者です。
4. 実践的能力者は、当組合の理事として事業計画の作成、事業推進等重要な意思決定に携わりJA運営を担った経験があることにより、農協法第12項第2号該当すると判断しております。
5. 当組合の正組合員である認定農業者数（24人：令和7年12月末現在）が、理事定数（10人）の10倍を下回っていることから、農協法施行規則第76条の2第1項第2号の要件（認定農業者及び認定農業者に準ずる者並びに実践的能力者が理事の定数の過半数）の適用を前提としております。

監事候補者の略歴及び所信表明

(ふりがな) 氏名	かんばやし 上林	しんじ 慎治	生年月日	昭和33年5月22日
略歴	平成21年 4月 今町副農業組合長 平成24年 4月 西日本旅客鉄道(株) 退職 平成27年 4月 今町農業組合長 平成30年 3月 東能登川農業協同組合 理事 令和 3年 3月 東能登川農業協同組合 監事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	集落・地域が抱える人と農地の問題、組織改革等、JAが抱える問題解決に向け微力ながら取組んでいきます。			

(ふりがな) 氏名	うえだ 上田	とくゆき 徳行	生年月日	昭和29年4月5日
略歴	平成25年10月 農事組合法人 宮西ファーマーズ 理事 平成27年 3月 新宮西自治会長 平成31年 4月 トヨタ紡織滋賀株式会社 退職 令和 4年 3月 新宮西農事改良組合長 令和 6年 3月 東能登川農業協同組合 監事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	令和6年から監事として勉強させて頂き、心より感謝申し上げます。今後とも、農協役員としての学びを止めず、JAと地域の直面する課題克服に微力ながら尽力いたします。			

監事候補者の略歴及び所信表明

(ふりがな) 氏名	こじま 小島	きくよ 菊代	生年月日	昭和32年10月26日
略歴	平成27年 3月 朧光寺町副自治会長 平成30年 3月 東近江市役所 退職 令和 3年 3月 東能登川農業協同組合 監事 令和 8年 6月 現在に至る			
所信表明	JAと地域のつなぎ役として組合員が積極的に事業や活動に参加・参画できるよう、又JAを健全に経営し信頼を高められるよう、役割を再確認し監査を行って参ります。			

- (注) 1. 小島 菊代 氏は員外監事候補者であります。
2. 小島 菊代 氏を員外監事候補者とした理由は、JAの経営環境の変化に対する洞察力とこれに対応できる柔軟性を当組合の業務・会計にかかる監査に活かしていただきたいため、員外監事としての選任をお願いするものであります。

## 「JAバンク基本方針」の変更について

定款第40条第2号の定めにより、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（信用事業再編強化法）第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

### 1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

### 2. 2026年3月19日変更の主な内容

2026年3月19日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。

金融システムを不正に利用するマネー・ローンダリング（以下、「マネロン」という。）およびフィッシング詐欺等の金融犯罪は、諸外国のみならず日本国内でも被害が拡大し、日々複雑化・巧妙化しております。

金融システムは安全・安心な社会を支える重要な基盤であり、金融機関にはマネロン・金融犯罪対策を徹底し、金融システムの不正利用を防ぐことが強く求められています。

JAバンクシステムとして、全てのJAバンク会員がその総意のもと、一体となって対策に取組み、対外的にもその旨を掲げ強力に実践していくため、以下のとおり変更されました。

- (1) マネロン・金融犯罪等への取組強化に向けた対応

JAバンクシステムの基本的方向として、「マネー・ローンダリングや金融犯罪等、金融システムの不正利用の抑止へ不断に取組む」旨を定める。

(2) その他

信用事業再編強化法に定める特定承継会社(注)設置にかかる特例措置が、2026年3月31日で終了することを踏まえ、関連する定めを削除する。

(注)特定承継会社とは、農林中金がJ A・信連からの信用事業譲受に要するシステムを開発するまでの間、農林中金に代わる受皿として時限的に整備されたものであり、活用実績はない。

以 上

